

役員等の報酬及び費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）定款第39条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）の規程に照らし、妥当性と透明性を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、定款第4章に定める評議員並びに定款第6章に定める役員としての理事および監事をいう。
 2 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 3 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。

第2章 役員報酬

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 理事に支給する年額報酬
- (2) 本連盟から役員に対して出張を依頼する際に、別に定める旅費規定に基づき支給する日当
- (3) 評議員および役員に支払う会議日当

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬と明確に区別しなければならない。

(報酬の額の決定)

第5条 本連盟の常勤理事及び非常勤理事の年額報酬は、次に掲げる各職位における年額報酬上限を超えない範囲で代表理事（会長）が決定する。

<役員報酬表>単位：円

職位	年額報酬上限	支払方法等
会長	9,600千円（月額800千円）	給与規程に準ずる
副会長	8,400千円（月額700千円）	給与規程に準ずる
専務理事	7,800千円（月額650千円）	給与規程に準ずる
非常勤理事	1,200千円（月額100千円）	給与規程に準ずる

(年額報酬)

第6条 年額報酬を12分割し、月額報酬として毎月支給する。支給日、支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(会議日当)

第7条 評議員および役員には、以下の会議日当を支払う。但し、常勤理事には支払わない。

項目	役職名	単位	単価	備考
各種会議	評議員	日	2,000円	所得税等控除後
	理事・監事	日	2,000円	所得税等控除後

(費用の支払い)

第8条 この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担をする費用を支払うことができる。

- 2 通勤手当については、この法人の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤理事に対し支給する。

第3章 梯則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則　　この規程は、令和4年9月4日から施行する。